

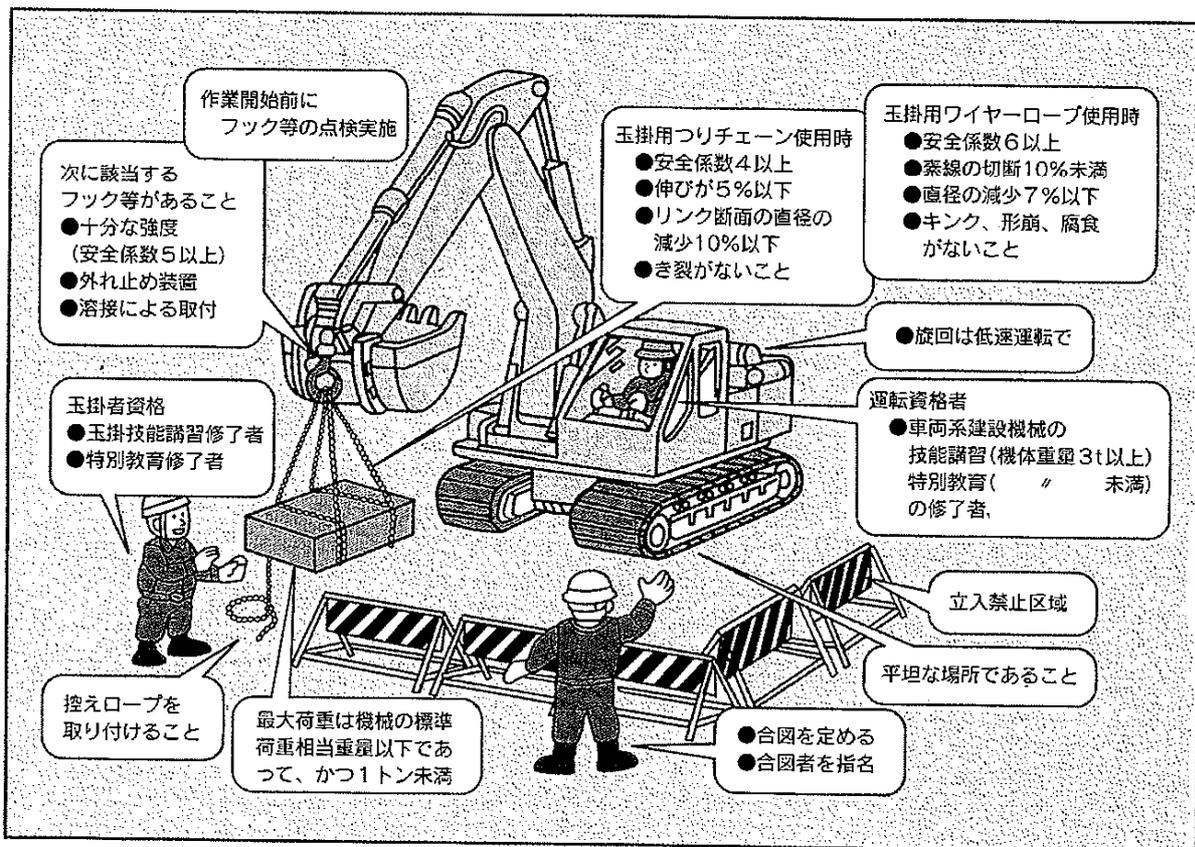
車両系建設機械の運転に 従事するみなさんへ!

1 はじめに

車両系建設機械（参考2参照）を、荷のつり上げ、労働者の昇降等、主たる用途以外に使用することは、法律により原則禁止されています。（参考1参照）

車両系建設機械で、つり上げ作業が認められるのは、次の①及び②の条件いずれもが満足されている場合だけです。

- ① 作業の性質上やむを得ないとき、又は安全な作業の遂行上必要なとき
- ② 安全確保のため、下記に図示する事項すべての措置がなされている場合



富山労働局労働基準部安全衛生課

2 車両系建設機械の主たる用途以外の使用による災害事例

災害の概要

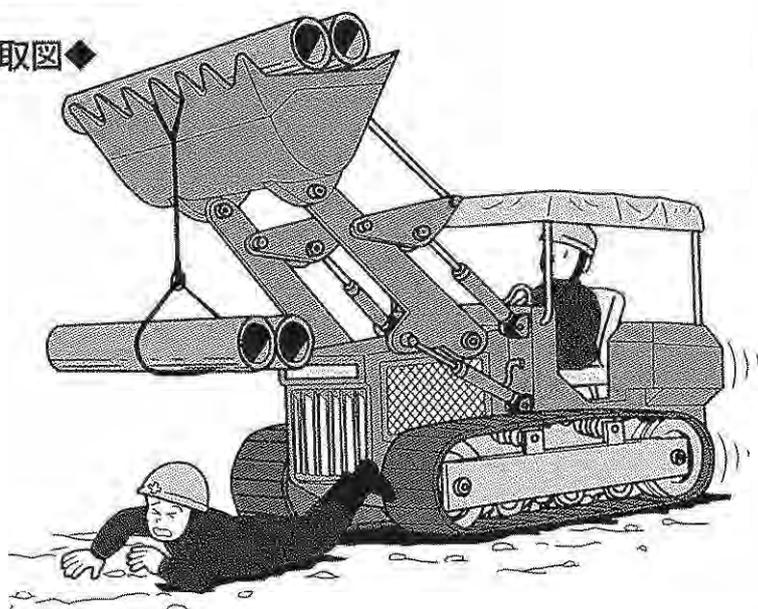
種類:ひかれ 職種:配管工 年齢:53才
災害発生時の作業:ヒューム管搬送作業中

災害の発生状況

ヒューム管(内径30cm、長さ2.1m、重量165kg)2本をトラクターショベル(機体重量11.1トン)のバケットに入れ、更に2本をワイヤロープで玉掛け(一本つり)し、ワイヤロープのアイをバケット裏面の止め金具にかけてつり上げ、工事中の道路を走行した。

被災者はヒューム管の振れを防ぐため支えながら歩行した。カーブで道幅が狭くなった箇所ですらトラクターショベルの正面へ移行したとき転倒し、トラクターショベル左側の履帯にひかれた。(死亡災害)

◆見取図◆



用途外の使用はダメ!



災害の発生原因

1. トラクターショベルで2本のヒューム管をつって運搬した。
(車両系建設機械の用途外使用をした)
2. 進行方向の直前で作業員を作業させた。
3. 工事中の道路に凸凹があり、道端に資材が置いてあった。
4. 施工計画が作成されてなかった。(結果的に作業方法に適切さを欠くこととなった。)

再発防止対策

1. トラクターショベルの用途外使用をさせないこと。
2. 車両系建設機械の進行方向に作業員を立ち入らせないこと。
3. 施工前に安全面を十分に考慮した施工計画を策定すること。
4. 安全管理体制、安全管理活動を確立し、作業員教育を行うこと。

労働安全衛生規則第164条(全文)

(主たる用途以外の使用の制限)

第164条 事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。

一 荷のつり上げの作業を行う場合であって、次のいずれにも該当するとき。

イ 作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき。

ロ アーム、バケット等の作業装置に次のいずれにも該当するフック、シャックル等の金具その他のつり上げ用の器具を取り付けて使用するとき。

(1) 負荷させる荷重に応じた十分な強度を有するものであること。

(2) 外れ止め装置が使用されていること等により当該器具からつり上げた荷が落下するおそれのないものであること。

(3) 作業装置から外れるおそれのないものであること。

二 荷のつり上げの作業以外の作業を行う場合であって、労働者に危険を及ぼすおそれのないとき。

3 事業者は、前項第1号イ及びロに該当する荷のつり上げの作業を行う場合には、労働者とつり上げた荷との接触、つり上げた荷の落下又は車両系建設機械の転倒若しくは転落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

一 荷のつり上げの作業について一定の合図を定めるとともに、合図を行う者を指名して、その者に合図を行わせること。

二 平たんな場所で作業を行うこと。

三 つり上げた荷との接触又はつり上げた荷の落下により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせないこと。

四 当該車両系建設機械の構造及び材料に応じて定められた負荷させることができる最大の荷重を超える荷重を掛けて作業を行わないこと。

五 ワイヤロープを玉掛け用具として使用する場合には、次のいずれにも該当するワイヤロープを使用すること。

イ 安全係数(クレーン則第213条第2項に規定する安全係数をいう。)の値が6以上のものであること。

ロ ワイヤロープ1よりの間において素線(フィラ線を除く。)のうち切断しているものが10%未満のものであること。

ハ 直径の減少が公称径の7%以下のものであること。

ニ キンクしていないものであること。

ホ 著しい形崩れ及び腐食がないものであること。

六 つりチェーンを玉掛け用具として使用する場合には、次のいずれにも該当するつりチェーンを使用すること。

イ 安全係数(クレーン則第213条の2第2項に規定する安全係数をいう。)の値が、次の(1)又は(2)に掲げるつりチェーンの区分に応じ、当該(1)又は(2)に掲げる値以上のものであること。

(1) 次のいずれにも該当するつりチェーン 4

(i) 切断荷重の二分の一の荷重で引っ張った場合において、その伸びが0.5%以下のものであること。

(ii) その引張強さの値が400ニュートン毎平方ミリメートル以上であり、かつ、その伸びが、次の表の上欄に掲げる引張強さの値に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以上となるものであること。

引張強さ(単位ニュートン 毎平方ミリメートル)	伸び (単位パーセント)
400以上630未満	20
630以上1000未満	17
1000以上	15

(2) (1)に該当しないつりチェーン 5

ロ 伸びが、当該つりチェーンが製造されたときの長さの5%以下のものであること。

ハ リンクの断面の直径の減少が、当該つりチェーンが製造されたときの当該リンクの断面の直径の10%以下のものであること。

ニ き裂がないものであること。

七 ワイヤロープ及びつりチェーン以外のものを玉掛け用具として使用する場合には、著しい損傷及び腐食がないものを使用すること。

車両系建設機械の分類（労働安全衛生法施行令別表第7）

1 整地・運搬・積込み用機械

- ①ブルドーザー
- ②モーターグレーダー
- ③トラクター・ショベル
- ④ずり積機
- ⑤スクレーパー
- ⑥スクレープドーザー
- ⑦労働省令で定める機械

2 掘削用機械

- ①パワーショベル
- ②ドラグショベル
- ③ドラグライン
- ④クラムシエル
- ⑤バケット掘削機
- ⑥トレンチャー
- ⑦労働省令で定める機械

3 基礎工事用機械

- ①くい打機
- ②くい抜機

③アースドリル

④リバースサーキュレーションドリル

⑤せん孔機（チュービングマシンを有するものに限る。）

⑥アースオーガー

⑦ペーパードレーンマシン

⑧労働省令で定める機械

4 締固め用機械

①ローラー

②労働省令で定める機械

5 コンクリート打設用機械

①コンクリートポンプ車

②労働省令で定める機械

6 解体用機械

①ブレーカ

②労働省令で定める機械

車両系建設機械の使用にかかる危険防止のための必要な措置（主たる用途以外の使用の制限を除く。）

- 調査及び記録（第154条）…………… 地形、地質の状態などの調査と結果の記録
- 作業計画（第155条）…………… 重機の種類、能力、運行経路、作業方法などの決定
- 制限速度（第156条）…………… 地形、地質の状態などに応じた速度の決定と順守
- 転落等の防止（第157条）…………… 路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、誘導員等
- 接触の防止（第158条）…………… 接触危険箇所への立入禁止、誘導員の配置
- 合図（第159条）…………… 一定の合図の決定と順守
- 運転位置から離れる場合の措置（第160条）…………… 作業装置の地上への下降、逸走防止措置
- 車両系建設機械の移送（第161条）…………… 積卸し場所の条件、道板の条件など
- とう乗の制限（第162条）…………… 乗車席以外への労働者のとう乗の禁止
- 使用の制限（第163条）…………… 構造上の安定度、最大使用荷重などの順守
- 修理等（第165条）…………… 作業指揮者による作業の指揮と監視
- ブーム等の降下による危険の防止（第166条）…………… 安全支柱、安全ブロックなどの使用

バックホウで物を吊してもよいのか？〔参考図書「土木技術解決ノウハウ Part 4」(近代図書)〕

バックホウは機体より低い場所の土砂掘削と積込みを目的とした車輛系建設機械であって、移動式クレーンではない。

過去に起きた災害の再発防止に歯止めを掛けたうえで、一部分に限り使用制限が緩和された。

〔労働安全衛生規則第164条〕

1. 歴史的背景

昭和30年代後半から都市部で下水道の管渠埋設工事が開削工法で盛んに行われるようになった。しかし大半が貧弱な木製の土留支保工のため、支保工の破壊による悲惨な生き埋め死亡災害が後を断たなかった。

これを改善するため、軽量鋼矢板（トレンチシート）の普及と新工法による「簡易鋼製組立式土留支保工」が採用されるようになった。しかしこれらはバックホウの持つ油圧式の下方への強大な押し込み力を利用することを前提としていた。当然のこととして土留支保工の役目を果たした軽量鋼矢板等を土の中から引き抜く作業にもバックホウが使用された。

行政当局は生き埋め死亡災害を防ぐ火急の対策を優先して、土留支保工に限りバックホウの用途外使用を条件付きで認めた。しかし現場はバックホウをほとんどクレーンの代用として、歯止めなく使用し始めた。ここに新型の労働災害が生まれてきた。

2. 使用上の留意点

①許された範囲は作業の性質上やむをえないとき、または安全な作業の遂行上必要なときに限られている。

②吊荷に吊具の重量を加算した「構造上負荷させることができる荷重」は、バックホウがいくら大きくとも最大で1 t未満とし、さらに次の式で計算した値以下とする。

計算式は標準バケットの平積公称容積に 1.8 t/m^3 を乗じた値以下とする。

汎用機種の場合 $0.6 \text{ m}^3 \times 1.8 \text{ t/m}^3 = 1.08 \text{ t} > 1.0 \text{ t}$

$0.5 \text{ m}^3 \times 1.8 \text{ t/m}^3 = 0.90 \text{ t} < 1.0 \text{ t}$

$0.4 \text{ m}^3 \times 1.8 \text{ t/m}^3 = 0.72 \text{ t} < 1.0 \text{ t}$

$0.3 \text{ m}^3 \times 1.8 \text{ t/m}^3 = 0.54 \text{ t} < 1.0 \text{ t}$

$0.2 \text{ m}^3 \times 1.8 \text{ t/m}^3 = 0.36 \text{ t} < 1.0 \text{ t}$

ここで大切なことは吊荷の重量の確認と、吊荷に重量表示をする事である。

③玉掛をする者は、玉掛の有資格者でなければならない。

従来の災害の出発点は、玉掛をする者不在にあった。移動式のクレーンでないから玉掛をする者はいない、というこの悪循環が幾多の労働災害を起こした。

④有効な外れ止めの付いたフックに玉掛用ワイヤーロープを掛けること。

水中ポンプ、基礎用締固め機械、管渠のヒューム管、プレキャストのマンホール壁体等を狭い場所に吊り降ろすので、周囲の土留め支保工等に衝突してそのショックでワイヤーロープが外れない手だてを施しておく。

⑤吊荷の真下に労働者は入ってはいけない、労働者を入れてはいけない。

まったくの常識であるが、こんなことまで法律で規制しなければ実行されないものか？

もしこの違反で死亡災害を出せば、重大な責任を負うことになる。

⑥合図をする者を指名して合図を行わせる。原則は1名である。合図そのものを決めておく。

上げ：下げ：止め：旋回右：旋回左

⑦平坦な場所で行う。

⑧ワイヤーロープを玉掛用具として使用するときは、安全係数が6以上でキンクしていないものを使用すること。

3. バックホウをクレーンの代用にしたときに、メカニズムの違いから起こる潜在的危険性

①クレーンはブームを起伏させない限り、吊荷はブーム先端のトップシーブから鉛直に降ろした垂線の軌跡上を正しく上下運動する。

それに比べバックホウでは、ブームの起伏によって荷の上下運動を出しているので、吊荷は常に水平運動をしている。見方を変えれば作業半径が常に変わっている。このため吊荷と土留支保工にはさまれる場合がある。

従って、荷の落下、荷との接触の危険のある箇所に労働者を立ち入らせないことがポイントである。荷の振止めには長さ4m太さ6mm程度の「かいしゃくロープ」を用いるのが正しい作業手順である。

②クレーンの旋回速度はゆっくりしているが、バックホウの旋回速度は速い。遠心力が吊荷に働くので意識的にゆっくり旋回しなければならない。

過積載の防止

(1) 過積載とは

過積載とは、ダンプ、トラックなどの自動車に定められた重量の限度を超えて貨物を運搬することをいい、次の2つの場合がある。

① 最大積載重量の超過(道路交通法違反)

道路交通法では、道路運送車両法及びその保安基準に定める積載貨物の最大限度を超えて運転してはならないと規定しており、これを超えた場合は道路交通法違反となる。なお、最大積載重量は、車検証に記載されている値であり、ダンプや大型トラックで10トン程度である。

② 車両総重量の超過(道路法違反)

道路を通行できる自動車の総重量の最高限度は、道路法及び車両制限令に定められており、それを超える自動車を通行させた場合は道路法違反となる。なお、総重量の最高限度は、車両の長さ及び軸距(ホイールベース)に応じて20トンないし25トンとなっており、軸距が短いダンプなどでは20トンである。

(2) 過積載の状況

過積載は、砂利、鋼材、木材など、比重の重い貨物を運搬する場合に多く、特にダンプの過積載問題が深刻である。ダンプの場合、普通の浅いあおり(荷台の枠)のままでは積載限度は限られているが、荷台を不正改造して適正量の3～4倍もの著しい過積載を行っているダンプが見受けられる。

また、生コン車が適正量(大型ミキサ一車で4.5m³程度)を超えて運搬する場合や、平ボデー車に鋼材、コンクリートブロック等を積み込む例も多い。

不正改造車の例としては、次のものがある。

① 高さ枠車

荷台のあおりを高いものに取り換えた車両

② 深ボデー

荷台そのものを深いものに取り替えた車両

③ 産廃車の不正利用

廃プラスチックなどの軽い産業廃棄物用に作られている荷台の深い車両を、土砂や骨材の運搬に使用すること。

(3) 過積載による問題

① 交通事故の増大

自動車のブレーキ性能や車体の安定性能などは、あくまで適正な貨物の積載を前提として設計されている。このため、積載限度を大幅に超えて自動車を運転すると、ブレーキが効かなくなったり、カーブを曲がりきれなくなるなど、非常に危険な状況となり、交通事故につながるおそれ大きい。

② 道路、橋梁の損傷

道路や橋梁は、法律で設定している最大重量の自動車の通行を前提としてつくられているので、過積載車両が通行すると、路面のわだち掘れ、橋梁の損傷等、道路構造へ深刻な悪影響を与えるほか、他の自動車の安全走行も妨げられる。

③ 環境問題

大型車が過積載状態で走行した場合の騒音や排出ガスは、適正積載の場合と比べると著しく悪化するため、沿道環境や他の自動車へ与える影響が大きい。

(4) 過積載対策

過積載の防止対策としては、道路交通法、道路法に基づく取締りのほか、公共事業の工事現場における指導などがある。

① 道路交通法

道路交通法では、従来から過積載について罰則の規定があったが、平成6年5月からその内容が強化された。

- 過積載運転によって死亡事故を引き起こした時は、免許停止となる。
- 過積載をして1年以内に繰り返したときも同様。
- 反則金の額が大幅に引き上げられたほか、罰金も引き上げられた。
- 過積載運転を要求した場合も罰せられるようになった。

特に、最後の条項は荷主、荷受け人の責任が新たに問われるようになったことを意味している。

② 道路法

特殊車両通行許可(次項(5)参照)を受けずに、総重量の最高限度を超えて自動車を通行させた者には罰則の適用がある。なお、これは直接の運転手のほか、使用者及び法人も対象となる。

③ 公共工事の現場からの過積載の排除

昭和56年、61年及び平成6年の関係省庁申し合わせにより、工事用資材の搬入に当たって適正な積載を確保することを設計図書へ明記したり、現場説明で周知した

りして、公共工事の現場からの過積載車両の排除に努めている。

また、建設業者に対しては、過積載を行っている業者から土砂、資材の購入を行わないこと、元請業者を通じて下請業者にもその旨の周知徹底を図ることとしている。

(5) 重機、重量運搬物の通行許可

道路交通法、道路法（車両制限令）で定める積載重量や車両総重量等を超える場合は、事前に出発地の警察署長及び通行経路の道路管理者の許可が必要となる。

通行許可は、運搬経路上のすべての橋梁の強度、交差点の幅などを審査するため、2週間程度の余裕をもって申請する必要がある。

なお、許可に当たっては、夜間走行、誘導車の配置などの条件が付されることがある。また、分解が可能な積載物を運搬する場合は、許可を受けられないことがある。

なお、全国の橋梁、上空障害などの道路状況は、(財)日本道路交通情報センター発行の「道路情報便覧」に記載されている。

部 内 各 所 属 長 殿

土 木 部 長

請負者（個人事業主）が死亡した場合の取り扱いについて

請負者（個人事業主をいう。以下同じ。）が死亡した場合、死亡前の締結に係る請負契約上の権利義務は、民法第896条の規定により一般承継人が当然に承継することとなるため、注文者が契約の解除をしない限り、相続人は、当該工事を施工すべき債務を負います。また、建設業法第29条の3においても、一般承継人は、建設業の許可がその効力を失う前又は取消等の処分を受ける前に締結された請負契約に係る工事に限り施工できることとしています。

これらのことから、県発注工事においても、工事施工途中で請負者が死亡した場合は、当該請負契約の解除又は当該請負者の相続人による工事続行のいずれかにより措置することとなりますが、その手続を下記のとおり定めたので通知します。

記

1 共通事項

請負者の死亡が判明した場合は、契約を解除するか、相続人に工事を続行させるかにかかわらず、速やかに次の措置をとっておくこと。

- (1) 建設業法第12条の規定により、当該業者を所管する土木事務所に廃業届を提出するよう指導すること。（提出された廃業届に基づき、管理課で建設業の許可の取消処分を行う。）
- (2) 工事承継事務又は契約解除通知の事務手続が完了するまでは、土木部所管建設工事施行に関する事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）第30条に定める工事中止通知書（様式第73号の2）を相続人あてに送付し、工事を一時中止しておくこと。
- (3) 契約保証金の納付が必要な契約の場合で、現金又は利付き国債による納付以外の方法により契約の保証がなされているときは関係の金融機関等に、また、前払金の保証契約が締結されている場合は保証事業会社に、請負者が死亡した旨を通知すること。

2 相続人に工事を続行させる場合

(1) 工事を続行させる場合の要件

相続人が、次の要件を全て満たす場合は、工事を続行させること。

ア 相続人に工事続行の意思があり、かつ、工事が続行できる施工体制にあること。

イ 相続人に工事の的確な施工を管理する能力がある（相続人が建設業法第3条に定める建設業の許可を取得するための要件を満たしている状況にある）こと。

(2) 工事を続行させる手続

相続人に工事を続行させる場合は、次の事項に留意し、事務取扱要領第38条に定める権利義務の譲渡等についての手続を行うこと。

ア 工事譲渡（承継）承諾申請時

(ア) 実際に工事を施工しようとする相続人から工事譲渡（承諾）申請書（様式第90号）を提出させること。

なお、この申請書の提出を建設業法第29条の3第1項に定める発注者への通知に代えるものとする。

(イ) 申請書の提出に当たっては、死亡者の戸籍簿謄本を添付させ、工事を施工しようとする者が推定相続人であることを確認すること。

(ウ) 推定相続人が複数存在する場合は、契約事務が繁雑になるので、実際に工事を施工する相続人以外のすべての相続人から当該相続人に対して、当該契約に関する一切の権限を別紙により委任させること。

(エ) 契約保証金の納付が必要な契約で現金又は利付き国債による納付以外の方法により契約の保証がなされている場合及び前払金の保証契約が締結されている場合は、実際に工事を施工する相続人名義での保証書等を提出させること。

(オ) 債主を相続人に変更する必要があるので、当該業者を所管する土木事務所へ入札参加資格（債主）登録書を提出するよう指導すること。

イ 工事譲渡（承継）承諾時

工事の承継を承諾するとともに、工事中止解除通知書（様式第74号の2）により工事の中止を解除し、工事の施工を再開させること。

3 契約を解除する場合

事務取扱要領第34条に定める契約の解除についての手続を行うこと。この場合、契約の解除を行うことができるのは、建設業法第29条の3第5項の規定により、請負者の許可がその効力を失ったこと、又は取消等の処分があったことを知った日から30日以内であることに留意すること。

4 その他

相続人が、当該工事の施工のみでなく、引き続き建設業を営み、県発注工事の入札に参加するためには、次に掲げる手続が必要となるので、留意すること。

(1) 相続人が、建設業の許可を新規に取得すること。

(2) 相続人が、経営事項審査を受け、その結果通知がされていること。

(3) 相続人への入札参加資格の譲渡の手続がされていること。

(事務担当 管理課 業務係)

別紙

委 任 状

私は、（受任者氏名）を代理人と定め、 年 月 日付けで契約を締結した
下記工事に関し、発注者富山県知事 に対する一切の権限を委任します。

記

- 1 工 亭 名
- 2 工事場所
- 3 工 期
- 4 請負代金額

年 月 日

委任者 住所
氏名

印

上記委任の件承知しました。

受任者 住所
氏名

印

富山県知事

殿

○富山県におけるD I D地区

〔令和2年国勢調査より〕

富山県におけるD I D地区は、以下のとおりとする。

201 富山市
202 高岡市
204 魚津市
205 氷見市
206 滑川市
209 小矢部市
211 射水市
208 砺波市
の各市町の一部（別図に示す太枠内）

また、このデータは下記サイトで、より詳細に確認することができます。

地図による小地域分析（jSTAT MAP）

<https://www.e-stat.go.jp/gis>

次ページにて、上記サイトの詳細な操作説明がありますので参考にしてください。

【参考】jSTAT MAP使用方法

「ログインしないでGISを始める」を選択してください。

地図で見る統計 (jSTAT MAP)

地図で見る統計 (jSTAT MAP) は、誰でも使える地理情報システムです。

都道府県、市区町村、小地域、地域メッシュ統計の結果を地図に表示することができます。

ログインしないでGISを始める

【ログインしないで利用できる機能】

統計グラフ作成、エリア作成などを利用できます。

ログイン

【ログインすると利用できる機能】

・利用者が取り込んだデータを保存できます。

・リッチレポート（地域分析レポート）が利用できます。

[詳細はこちら](#)

操作方法につきましては[マニュアル](#)を参照ください。

※ 利用上の注意

行政界レイヤーとしてjSTAT MAPに表示する人口集中地区境界は、人口集中地区の位置を概略的に示したものであり、背景地図と重ね合わせて見ると実際の位置と若干相違している場合があります。以下の点をご理解いただいた上でご利用ください。

人口集中地区の境界は、各種の縮尺で作成された平成 27年国勢調査の調査区地図（以下、「調査区地図」という。）を基に設定しています。調査区地図とjSTAT MAPの背景地図とでは、図法、精度及び地図作成時点に差異があり、jSTAT MAPで表示している人口集中地区境界は、調査区地図を基とした境界の位置を必ずしも正確に反映しているとは限りません。

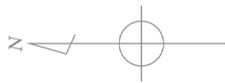
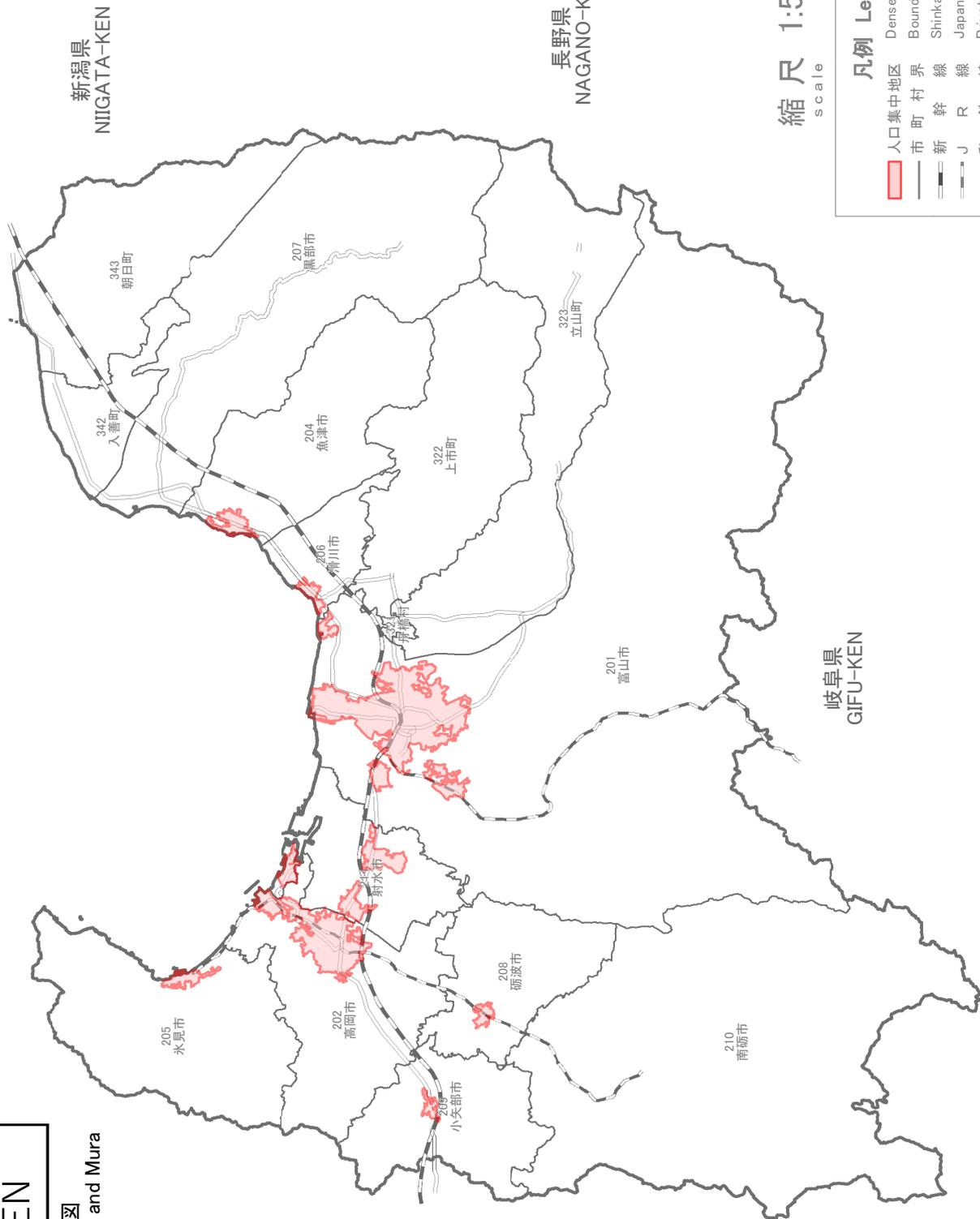
また、jSTAT MAPに表示している人口集中地区境界は、国土地理院発行の地形図に合わせて都道府県・市区町村境界、河川、海岸線の一部を修正しています。

2. 「人口集中地区」の表示



16 富山県 TOYAMA-KEN

市町村境界図
Boundary Map of Shi, Machi and Mura



縮尺 1:500,000
scale

凡例 Legend

- 人口集中地区 Densely Inhabited District
- 市町村界 Boundary of Shi, Machi and Mura
- 新幹線 Shinkansen
- J R 線 Japanese Railways
- 私鉄線 Private Railways
- 201 市町村番号 Code for Shi, Machi and Mura



管 第 157 号
平成 9 年 4 月 9 日

農 林 水 産 部 長 }
企 業 局 長 } 殿
部 内 所 属 長 }

土 木 部 長

建設産業における週所定労働時間40時間制の実施について

このことについて、建設省建設経済局長から別添のとおり依頼があったので、貴職におかれてもご了知願います。

(事務担当 管理課 業務係)



建設省経労発第18号
平成9年3月25日

富山県知事 殿

建設省建設経済局長



建設産業における週所定労働時間40時間制の実施について

建設産業における所定労働時間については、労働基準法に基づき、平成9年4月から全ての事業場で週40時間制に全面的に移行することとされており、建設省といたしましても、その円滑な移行は、政策上の重点課題と受け止めております。

こうした中、平成9年2月20日に、総合工事業者と専門工事業者の協議の場としての「建設生産システム合理化推進協議会」（平成3年8月8日発足）において、週所定労働時間40時間制移行への円滑な移行に努める旨の申し合わせが別添1のとおり行われました。

週所定労働時間40時間制への円滑な移行を図り、建設産業の労働時間の短縮を実効あるものとするためには、建設工事の発注者のご協力が不可欠であり、建設業界の健全な発展を図ってゆく観点からも重要であると申せましょう。

こうしたことから、建設省におきましては、今般、公共事業の発注者としての立場も含め、建設産業の労働時間短縮の推進を支援するための当省の施策を明らかにした要綱を別添2のとおりとりまとめたところであります。

つきましては、貴職におかれましても、週所定労働時間40時間制への円滑な移行に対する十分にご理解を賜り、その推進にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。



建技第 552 号
令和3年3月29日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

富山県土木部所管建設工事に係る工事連携会議試行要領の一部改正等について

このことについて、別添のとおり「富山県土木部所管建設工事に係る工事連携会議試行要領」を一部改正し、令和3年4月1日から施行するので通知します。

<別添資料>

- ・ 富山県土木部所管建設工事に係る工事連絡会議試行要領（令和3年4月1日）
- ・ 富山県土木部所管建設工事に係る工事連絡会議試行要領（新旧対照表）
- ・ 工事打合せ簿（協議）（例）
- ・ 工事打合せ簿（通知）（例）
- ・ 工事打合せ簿（回答）（例） ※会議を開催しない場合

（事務担当）建設技術企画課技術指導係

富山県土木部所管建設工事に係る工事連携会議試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県土木部の所管に係る建設工事において、設計の意図を受注者に的確に伝えるとともに、工事施工上の留意点等を確認することにより、適正な工事施工の確保及び技術力の向上を図ることを目的とし試行する工事連携会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 会議の対象工事は、次の各号のいずれかに掲げる工事のうち、発注機関の長が必要と認める工事または、受注者が会議の実施を希望し発注機関の長が必要と認める工事とする。

- (1) 指定仮設を含む工事
- (2) 重要構造物（橋梁、トンネル、ボックス（内空断面積 25m²以上）、樋門・樋管（内空断面積 10m²以上）、擁壁（高さ 5 m以上）等）を含む工事
- (3) 新技術・新工法を活用する工事
- (4) 特殊工法を含む工事（補修・補強工事、法面工事等）
- (5) 前4号に掲げる工事のほか、特に重要な留意点等（構造物との取り合いを考慮した施工の検討が必要であること等）があると認められる工事
- (6) 工事の施工にあたり、設計施工条件を確認することが必要と認められる工事

2 受注者から会議の実施の希望があった場合において、発注機関の長が会議の開催が必要ないと判断した場合は、工事打合簿にて開催しない理由を記載し、受注者に回答するものとする。

(会議の開催)

第3条 発注機関の長は、第1条の目的を達するため、会議を主催する。

(構成員)

第4条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 発注機関 対象工事の監督員、班長及び工事担当課長等
- (2) 受注者 対象工事の現場代理人及び主任（監理）技術者等
- (3) 設計者 対象工事に係る詳細設計等を実施した管理技術者等

2 会議の庶務は、発注機関において処理する。

3 第1項の規定にかかわらず、発注機関の長が必要と認めるときは、対象工事に係る測量又は地質調査を実施した管理技術者等を構成員とすることができるものとする。

(開催時期及び議題)

第5条 会議は、原則として受注者が対象工事を施工する前に開催する。

2 会議の議題は、主として次に掲げる事項とする。なお、受注者は第2号に掲げる事項について、発注機関を通じて設計者に対し事前に伝えるものとする。

- (1) 発注機関 対象工事の事業目的、協議調整の状況、現地条件等、工事全般に関する事項
- (2) 受注者 対象工事の設計図書の照査を踏まえた現場条件又は施工上の課題、設計照査の結果、仮設設計並びに新技術の提案等に関する事項
- (3) 設計者 対象工事に係る詳細設計等の設計思想、条件等に関する事項

3 発注機関の長は、前項の規定によるほか必要と認めるときは、構成員により対象工事の現場

確認を行うことができるものとする。

(費用の負担)

第6条 受注者が会議に出席するに当たり要した費用は、受注者が負担する。

2 設計者が会議に出席するに当たり要した費用は、別途契約を締結のうえ、発注機関が負担する。

3 第4条第3項の規定により対象工事に係る測量又は地質調査を実施した管理技術者等を構成員とした場合において、当該管理技術者等が会議に出席するに当たり要した費用の負担については、前項の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。

部内各所属長 殿

管 理 課 長
建設技術企画課長

富山県土木部所管建設工事に係る工事連携会議の試行に関する取扱いの
一部改正について

富山県土木部所管建設工事に係る工事連携会議の試行に関する取扱いについては、平成 2 2 年 2 月 1 8 日付け管第 7 2 号、建技第 7 3 号及び平成 2 7 年 7 月 2 9 日付け建技第 3 2 2 号により通知してきたところですが、このたび一部改正し、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

1 特記仕様書による明示

対象工事の特記仕様書に、次のとおり明示するものとする。

第〇〇条 「工事連携会議」の開催

- 1 発注者が本工事を「工事連携会議」の対象工事とする場合、受注者は当該会議に出席しなければならない。
- 2 受注者が「工事連携会議」の実施を希望する場合は、富山県土木部所管建設工事に係る工事連携会議試行要領に基づき、工事打合簿により協議を行うものとする。
- 3 受注者は、当該会議に出席するに当たり、事前に設計図書の照査を実施し、会議の議題となる事項を発注者に伝えるものとする。

2 開催頻度

原則として、1 工事につき 1 回とする。

3 受注者の費用負担

受注者が会議に出席するに当たり要する費用は、請負代金のうち共通仮設費率（技術管理費）により充当するものとする。

4 設計者との契約

(1) 契約の名称

「〇〇工事連携会議委託」とする。

(2) 契約の相手方及び方法

対象工事に係る詳細設計等を実施した設計者との随意契約とする。

(3) 支出費目及び積算方法

ア 設計者との契約に関する支出科目は、「委託料」とする。補助事業における支弁費目は、「測量及び試験費」とする。

イ 費用の積算は、次のとおりとする。

(ア) 人件費 主任技師 0.5 人／回、技師A0.5 人／回を標準として計上する。なお、対象工事に係る測量又は地質調査を実施した管理技術者等を会議の構成員とした場合における人件費については、この限りでない。

(イ) 旅費交通費 設計業務等標準積算基準書の「旅費交通費」に基づき計上する。

(ウ) 諸経費 その他原価及び一般管理費等を設計業務等標準積算基準書に基づき計上する。

(4) 契約手続き

ア 支出負担行為決議書には業務委託契約の概要、積算内訳書、業務委託仕様書、見積依頼書（様式 1）等を添付する。

イ 設計者に業務委託仕様書及び見積依頼書（様式 1）を送付する。

ウ 設計者から提出された見積金額が予定価格の範囲内であるときは、契約の相手方として決定する。

(5) 業務完了届の提出

設計者は会議終了後、遅滞なく業務完了届（様式 2）を作成のうえ発注者に提出する。

<参考資料>

- ・ 業務委託契約の概要（例）
- ・ 業務委託仕様書（例）
- ・ 積算内訳書（例）
- ・ 様式 1 見積書の提出について（通知）
- ・ 様式 2 業務完了届（工事連携会議実施記録簿）
- ・ 支払事務フローチャート
- ・ 実施フローチャート
- ・ 国（内部）の通知文書の写し

5 適用年月日

平成 28 年 7 月 15 日から適用する。

（事務担当） 管理課 入札・契約係
建設技術企画課技術指導係

業務委託契約の概要（例）

- 1 委託業務の内容 本委託業務は、公共工事の適正な施工の確保及び発注者、施工者並びに設計者の技術力の向上を図ることを目的に「工事連携会議」を開催するにあたり、当該工事の詳細設計を担当したコンサルタントに対して、同会議への参加、設計意図の伝達、留意点等の確認を委託するもの。

- 2 委託期間 年 月 日～ 年 月 日

- 3 予算額 〇〇円

- 4 設計額 〇〇円（積算内訳別紙のとおり）

- 5 契約の相手方 〇〇県〇〇市〇〇
〇〇コンサルタント

- 6 契約方法と理由 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
本委託業務は、県発注工事の詳細設計を担当した設計者から当該工事の施工者に設計の意図を的確に伝達するとともに、工事施工上の留意点等を発注者、施工者及び設計者間で確認することにより、公共工事の適正な施工の確保並びに三者の技術力の向上を図ることを目的としている。したがって、設計者である〇〇コンサルタントのみが契約の相手方となる。

- 7 仕様書 別紙業務委託仕様書（案）のとおり

- 8 支出方法 精算払

- 9 予定価格を記載した書面の作成
省略（富山県会計規則第 101 条第 2 号）

- 10 契約書の作成 省略（富山県会計規則第 71 条第 1 項第 1 号）

- 11 見積書徴収期限の日
年 月 日

- 12 契約保証金 免除（富山県会計規則第 75 条第 6 号）

(案)

業務委託仕様書（例）

1. 適用範囲

本仕様書は、「〇〇工事連携会議委託」に適用する。

2. 業務の目的

本委託業務は、公共工事の適正な施工の確保及び発注者、施工者並びに設計者の技術力の向上を図ることを目的に「工事連携会議」を開催するにあたり、当該工事の詳細設計を担当したコンサルタントとして、同会議への参加、設計思想・条件等の伝達、留意点等の確認を目的とする。

3. 履行期間

本委託業務の履行期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日とする。

4. 業務内容

同会議は、次に掲げる内容により実施するものとし、詳細設計を担当した技術者が設計業務の成果品により設計思想・条件等について説明を行う。

(1) 対 象 工 事 平成〇〇年度 〇〇事業 〇〇線〇〇市〇〇工区工事

(2) 実施場所及び回数 〇〇土木センター 1回

5. 成果品

工事連携会議終了後、工事連携会議実施記録簿を1部作成し、発注者に提出する。

6. 支払方法

精算払とする。

7. 契約保証金

免除する。

8. 秘密の保持

受託者は、業務内容及びその成果を発注者に承認を得ずに第三者に知らせてはならない。

9. 疑義

業務遂行上、疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議するものとする。

(例)

「〇〇工事連携会議委託」積算内訳書

項目		数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
人件費	主任技師	0.5	人	49,900	24,950	
	技師A	0.5	人	43,500	21,750	
旅費交通費	ライトバン運転	1.0	日	1,364	1,364	日当たり 運転時間1時間
直接原価					48,064	
その他原価					25,147	$(24,950+21,750)*0.5385=25,147$
一般管理費等					38,789	$(48,064+25,147)*0.5385=39,424$
委託価格					112,000	
消費税					8,960	
合計					120,960	

人件費として計上している技術者は、〇〇県〇〇市より当センターへ来所。

(案)

平成 年 月 日

見積徴収業者 殿

富山県知事 ○○ ○○

見積書の提出について (通知)

下記の委託を発注したいので、見積書を提出してください。

記

委託名	○○工事連携会議委託					
委託概要	工事連携会議への参加、設計意図の伝達、留意点等の確認 (詳細別添、業務委託仕様書参照)					
設計内容	項目	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	備考
	人件費	主任技師	0.5	人		
		技師A	0.5	人		
	旅費交通費	ライトバン運転	1.0	日		日当たり 運転時間 1 時間
		その他原価				
		一般管理費等				
		委託価格				
		消費税相当額				
		計				
委託期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)					
見積条件	人件費として計上している技術者は、○○県○○市より当センターへ来所。					
その他	見積の宛名は「富山県知事 ○○ ○○」として下さい。					
見積書提出期限 及び提出先	平成 年 月 日 ○○土木センター ○○班 (役職・氏名)					

富山県知事

殿

受注者 住所
氏名

印

業 務 完 了 届

業務が完了したので、お届けします。

発注機関	所属	土木センター	課	班
	役職・氏名			
委託業務名		〇〇工事連携会議委託		
委託期間				
会議開催年月日		平成 年 月 日		

工 事 連 携 会 議 実 施 記 録 簿

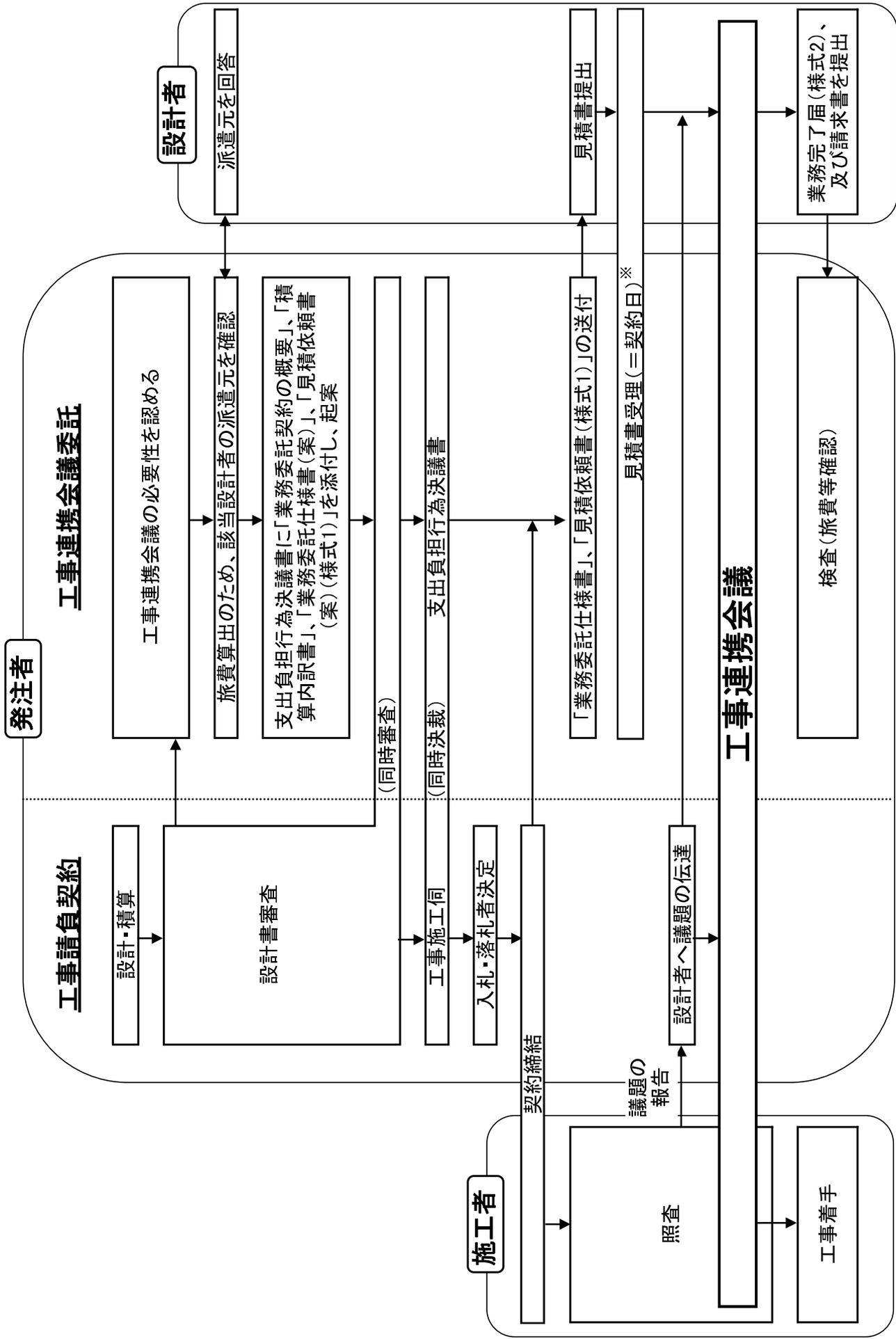
出席者名	発注者	
	施工者	
	設計者（設計業務）	
対象工事	工事名：	平成〇〇年度 〇〇事業 〇〇線〇〇市〇〇工区工事
	工期：	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
	工事概要：	
施工者説明内容		

発注者説明内容	
設計者説明内容	

添付する資料

- ①該当箇所の設計図（縮小版 A3、必要な範囲の図）
- ②設計業務の概要（報告書の抜粋 設計内容のわかる最小限の範囲）

工事連携会議 実施フローチャート (工事施工伺と同時決裁する例)



※ 契約金額が50万円未満であり内容が軽易なことから、富山県会計規則第71条第2項により、委託契約書を省略した契約とする。

平成 21 年 5 月 25 日国官技第 37 号
最終改正 平成 27 年 6 月 8 日国官技第 308 号

各地方整備局等 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房 技術調査課長

土木工事における設計者、施工者及び発注者間の情報共有等について

土木工事においては、設計者、施工者及び発注者が各種情報を共有し、設計意図を詳細に伝達することにより、現場における課題を早期に把握し、当該工事の品質確保を図ることが重要である。

この実現に向けて、設計者、施工者及び発注者が一堂に会する会議（以下、「三者会議」という。）の活用が、試行の結果、有効であったことから、引き続き本格実施として三者会議を活用するに当たっては、下記に留意されたい。

記

1. 三者会議の活用が有効な工事

現場条件が特殊である、施工に要する技術が新規又は高度である等、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事。

2. 三者会議の概要

(1) 開催時期

三者会議は、施工者が設計図書を照査した後に開催するものとする。

なお、現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することができる。

(2) 参加者

設計者（管理技術者等）、施工者（現場代理人等）及び発注者とし、発注者は設計、工事発注、工事監督の各担当の出席を基本とする。なお、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができる。

(3) 参加者の主な役割

以下①～④に関する質疑応答を通じて、参加者間の情報共有を図る。

①設計者から、設計業務の成果品により設計意図の説明を行う。

②発注者（設計担当）から、施工上の留意事項等の説明を行う。

③発注者（工事発注及び工事監督担当）から、工事着手に当たっての協議調整状況や現地条件等の説明を行う。

④施工者から、設計図書の照査を踏まえた現場条件に適した技術提案等の説明を行う。

3. 費用の負担等

1) 三者会議の開催に係る費用は、発注者が負担する。

①施工者に対する費用：工事打合せに含まれるため、計上しない。

②設計者に対する費用：2) による。

2) 当該工事に係る設計業務を受注した設計者に対する費用の積算方法

①打合せ 主任技師0.5人/回、技師A0.5人/回を標準とする。

②旅費交通費 実費

※その他原価及び一般管理費等を土木設計業務等積算基準に基づき計上する。

※三者会議で使用する設計意図を説明するための資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。

3) 当該工事に係る設計業務を受注した設計者との契約

当該工事に係る設計業務を受注した設計者との契約は、原則として、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の規定による随意契約で行うものとする。

建 技 第 3 2 3 号

平成 2 7 年 7 月 2 9 日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

富山県土木部所管建設工事に係る工程調整会議試行要領の制定について

このことについて、受発注者双方の意思疎通を図り、より円滑に工事を進めることを目的として、現場の実態や工期に影響を及ぼす条件について、ネットワーク工程表を活用し、受発注者で工程（クリティカルパス）を共有する「工程調整会議」の取組を新たに設け、別添のとおり「富山県土木部所管建設工事に係る工程調整会議試行要領」を制定し、平成 2 7 年 8 月 1 日から施行するので通知します。

(事務担当:技術指導係)

富山県土木部所管建設工事に係る工程調整会議試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県土木部の所管に係る建設工事において、現場の実態や工期に影響を及ぼす条件について、クリティカルパスが確認できるネットワーク工程表を活用して受発注者で工程（クリティカルパス）を共有することにより、効率的な工事の進捗・完成を図ることを目的とし試行する工程調整会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 発注機関の長は、前条の目的を達するため、工程調整会議を主催する。

(対象工事)

第3条 工程調整会議の対象工事は、次の各号のいずれかに掲げる工事のうち、発注機関の長が必要と認める工事または、受注者が会議の実施を申し出た工事とする。

- (1) 工期厳守の工事（制約があり、工期延長が認められない工事）
- (2) 生産性向上モデル工事
- (3) 前2号に掲げる工事のほか、特に必要があると認められる工事

(構成員)

第4条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 発注機関 対象工事の監督員、班長及び工事担当課長等
 - (2) 受注者 対象工事の現場代理人及び主任（監理）技術者等
- 2 会議の庶務は、発注機関において処理する。

(開催時期及び内容)

第5条 会議は、原則として次の各号のいずれかにおいて開催する。

- (1) 工期厳守の工事 施工計画書提出時
- (2) 生産性向上モデル工事 生産性向上モデル工事における問題点等の把握後
- (3) 工事工程に影響を及ぼす事象が発生し、その対応の検討後

2 会議の内容は、発注者が関係機関協議の完了時期などの工程に係わる施工条件等について、受注者への情報提供後に受注者が作成するクリティカルパスが確認できるネットワーク工程表により、受発注者間で次に掲げる事項を確認、共有する。

- (1) クリティカルパス
- (2) 工事進捗状況
- (3) 今後の工事工程

(費用の負担)

第6条 受注者が会議に出席するに当たり要した費用は、受注者が負担する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

警備業者に交通誘導警備業務を実施させる場合の検定合格者の配置が必要となる路線の追加について

平成 1 9 年 2 月 1 9 日付け建技第 5 7 号「警備業法の一部を改正する法律」の施行等に
伴う交通誘導員の配置について」により、工事等で警備業者に交通誘導警備業務を実施さ
せる場合の検定合格者の配置が必要となる路線を通知していますが、富山県公安委員会告
示第 4 9 号により、平成 2 6 年 1 0 月 1 日より、対象路線に国道 4 1 5 号が追加されるの
で留意願います。

1 対象路線

- ①高速自動車国道又は自動車専用道路
- ②富山県公安委員会が必要と認めた下記路線

路線名	区間	施行日
国道 8 号	県内全域	平成 19 年 4 月 1 日
国道 4 1 号	県内全域	平成 19 年 4 月 1 日
国道 1 5 6 号	県内全域	平成 19 年 4 月 1 日
国道 1 6 0 号	県内全域	平成 19 年 4 月 1 日
国道 4 1 5 号	県内全域	平成 26 年 10 月 1 日
(主) 富山立山公園線	立山有料道路を除く県内全域	平成 19 年 4 月 1 日

2 検定合格者

公安委員会が実施する検定に合格した、交通誘導警備業務に係る一級又は二級検定合
格警備員

3 特記仕様書への明示

1 の対象路線に係る工事において、下記の記載例を参考に特記仕様書へ記載するもの
とする

第〇〇条 安全対策

工事の施工にあたり、警備業者に交通誘導警備業務を実施させる場合は、その場所
ごとに公安委員会が実施する検定に合格した、交通誘導警備業務に係る一級又は二級
検定合格警備員を 1 人以上配置するものとする。

(担当 技術指導係)

管 第 258 号
平成21年6月19日

部内各所属長 様

管 理 課 長

道路等の維持管理業務等標準委託契約書の制定について

このことについて、別添のとおり制定したので通知します。
なお、適用に当たっては、下記の事項に留意願います。

記

1 適用範囲

道路等の維持管理業務、補償関係コンサルタント業務及び保守点検業務の委託契約に適用する。

2 適用時期

平成21年6月22日以降に契約を締結するものから適用する。

3 その他

- (1) 標準委託契約書の頭書については、既に例文登録されている「土木設計業務等委託契約書」（平成12年5月1日登録共通例文59号）を使用する。
- (2) 標準委託契約書の文言に加筆若しくは削除又は別の契約書を使用する場合は、その都度、所属長決裁をとる。

(事務担当)

入札・契約係

管 第 272 号

令和5年3月31日

部内各所属長 殿

管 理 課 長

道路等の維持管理業務等標準委託契約書の一部改正について（通知）

このことについて、別添のとおり改正したので通知します。

なお、改正内容及び適用時期は下記のとおりです。

記

1 改正内容

- ・前払金保証の保証証書について電磁的方法による措置を認めるもの
- ・暴力団排除の対象を拡大するもの 等

2 適用時期

令和5年4月1日以後に契約を締結する委託業務から適用する。

(事務担当)

管理課入札・契約係

(新設)

- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ〜キ 略
- ク 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。
- ケ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- コ 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

(新設)

- (10) 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当するとき。
- ア 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ〜キ 略

(削る。)

(削る。)

(削る。)

規定整備

<p>イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。</p> <p>ウ 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。</p>	<p>イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。</p> <p>ウ 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。</p>
<p>第14条 略 （発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第15条～4 略</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から既履行部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>この契約を締結した日における</u>支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。 （受注者の損害賠償請求等）</p> <p>第16条 第10条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>この契約を締結した日における</u>支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を請求することができる。 （賠償の予約）</p> <p>第17条 受注者は、この契約に関して、<u>第13条第9号クからコまで</u></p>	<p>第14条 略 （発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第15条～4 略</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から既履行部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>この契約を締結した日における</u>支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。 （受注者の損害賠償請求等）</p> <p>第16条 第10条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>この契約を締結した日における</u>支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を請求することができる。 （賠償の予約）</p> <p>第17条 受注者は、この契約に関して、<u>第13条第10号</u></p>
<p>規定整備</p> <p>規定整備</p>	<p>規定整備</p> <p>規定整備</p>

<p>のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第13条第9号ク又はケに該当する場合であつて、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。</p> <p>(2) 第13条第9号コに該当する場合であつて、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2～3 略</p> <p>第18条～第19条 略</p>	<p>のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第13条第10号ア又はイに該当する場合であつて、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。</p> <p>(2) 第13条第10号ウに該当する場合であつて、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2～3 略</p> <p>第18条～第19条 略</p>	<p>規定整備</p> <p>規定整備</p>
---	---	-------------------------

現行	改正案	備考
<p>第1条～第10条 略 (前金払)</p> <p>第11条 受注者は、委託料の額が100万円以上の場合には、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と履行期間の末日を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、委託料の10分の3に相当する額以内の額の前払金の支払いを発注者に請求することができる</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2</u> 発注者は、<u>前</u>項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p><u>3</u> 受注者は、<u>前</u>項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p><u>4</u> 受注者は、委託料が著しく増額された場合においては、その増額の委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。</p>	<p>第1条～第10条 略 (前金払)</p> <p>第11条 受注者は、委託料の額が100万円以上の場合には、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と履行期間の末日を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、委託料の10分の3に相当する額以内の額の前払金の支払いを発注者に請求することができる</p> <p><u>2</u> 受注者は、<u>前</u>項の規定による保証証書の寄託に代えて、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>（以下「<u>電磁的方法</u>」という。）であって、<u>当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることが</u>できる。<u>この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3</u> 発注者は、<u>第1項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p><u>4</u> 受注者は、委託料が著しく増額された場合においては、その増額の委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。</p>	<p>保証証書の寄託に代えて電磁的方法による措置を可能とするもの</p>

<p>4 受注者は、委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の5に相当する額を超えるときは、委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならぬ。</p> <p>5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者及び受注者が協議して返還すべき額を定める。</p> <p>6 発注者は、受注者が第4項に規定する期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）</u>第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(保証契約の変更)</p> <p>第12条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更して変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならぬ。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、受注者は、委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならぬ。</p> <p>(新設)</p>	<p>5 受注者は、委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の5に相当する額を超えるときは、委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならぬ。</p> <p>6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者及び受注者が協議して返還すべき額を定める。</p> <p>7 発注者は、受注者が第5項に規定する期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）</u>第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(保証契約の変更)</p> <p>第12条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更して変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならぬ。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、受注者は、委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならぬ。</p> <p>3 <u>受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業</u></p>	<p>規定整備</p>
	<p>保証証書の寄託に代えて電磁的</p>	

方法による措置
を可能とするも
の

会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場
合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われ
た場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知
するものとする。

(発注者の催告によらない解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかにかに該当するとき
は、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(8) 略

(9) 受注者が次のいずれかにかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に
実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはそ
の役員又はその支店又は常時道路等の維持管理業務等
の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関
与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団
又は暴力団員であると認められるとき。

(削る)

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る
目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴
力団員を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、
又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われ
た場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知
するものとする。

(発注者の催告によらない解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかにかに該当するとき
は、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(8) 略

(9) 受注者が次のいずれかにかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者
又はその支店若しくは常時道路等の維持管理業務等
の契約を締結する事務所の代表者
暴力団員をいう。以下この号において同じ。)が
暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認
められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る
目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴
力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、
又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の

暴力団排除の
対象を拡大す
るもの

維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(新設)

オ 役員等が 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ～キ 略

ク 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

ケ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

コ 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

(新設)

維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ～キ 略

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(10) 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定

規定整備

したとき。

- イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- ウ 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

第17条 略

（解除に伴う措置）

- 第18条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第1条の規定による前払金があったときは、受注者は、第15条、第16条又は次条第3項の規定による解除にあっては当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じこの契約を締結した日における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を発注者に返還しなければならない。

2 略

（発注者の損害賠償請求等）

第19条～4 略

- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から既履行部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約を締結した日における支払遅

規定整備

規定整備

第17条 略

（解除に伴う措置）

- 第18条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第1条の規定による前払金があったときは、受注者は、第15条、第16条又は次条第3項の規定による解除にあっては当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を発注者に返還しなければならない。

2 略

（発注者の損害賠償請求等）

第19条～4 略

- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から既履行部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅

<p>延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。 (受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第20条 第10条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、<u>遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を</u>発注者に請求することができる。 (賠償の予約)</p> <p>第21条 受注者は、この契約に関して、<u>第16条第9号クからコまで</u>のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>第16条第9号ク又はケ</u>に該当する場合であつて、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。</p> <p>(2) <u>第16条第9号コ</u>に該当する場合であつて、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2～3 略</p> <p>第22条～第23条 略</p>	<p>延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。 (受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第20条 第10条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、<u>遅延日数に応じ、この契約を締結した日における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を</u>発注者に請求することができる。 (賠償の予約)</p> <p>第21条 受注者は、この契約に関して、<u>第16条第10号</u>のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>第16条第10号ア又はイ</u>に該当する場合であつて、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。</p> <p>(2) <u>第16条第10号ウ</u>に該当する場合であつて、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2～3 略</p> <p>第22条～第23条 略</p>
	<p>規定整備</p> <p>規定整備</p> <p>規定整備</p> <p>規定整備</p>

各土木センター所長 殿
各土木事務所長 殿

道 路 課 長

路面維持管理委託業務等標準委託契約書の制定について

このことについて、別添のとおり制定したので通知します。
なお、適用に当たっては、下記の事項に留意願います。

記

1 適用範囲

「道路等の維持管理業務等標準委託契約書の制定について」（平成 21 年 6 月 19 日付管理課通知）における道路等の維持管理業務のうち、受注者から単品スライド条項に基づく委託料の変更の協議が見込まれる路面維持管理、道路維持管理、照明灯維持管理及び安全施設維持管理業務の委託契約に適用する。

2 適用時期

令和 5 年 1 月 24 日以降に契約を締結するものから適用する。

3 その他

- (1) 標準委託契約書の文言に加筆若しくは削除又は別の契約書を使用する場合は、その都度、所属長決裁をとること。

(事務担当 維持係)

各土木センター所長 殿
各土木事務所長 殿

道 路 課 長

路面維持管理委託業務等標準委託契約書の改定について

このことについて、別添のとおり改定したので通知します。
なお、適用に当たっては、下記の事項に留意願います。

記

1 適用範囲

「道路等の維持管理業務等標準委託契約書の制定について」（平成 21 年 6 月 19 日付管理課通知）における道路等の維持管理業務のうち、受注者から単品スライド条項に基づく委託料の変更の協議が見込まれる路面維持管理、道路維持管理、照明灯維持管理及び安全施設維持管理業務の委託契約に適用する。

2 適用時期

令和 5 年 5 月 29 日以降に契約を締結するものから適用する。

3 その他

- (1) 標準委託契約書の文言に加筆若しくは削除又は別の契約書を使用する場合は、その都度、所属長決裁をとること。

(事務担当 維持係)

～業務計画書の作成要領等～

(1)業務概要

特記仕様書等に定める作業条件等を記載する。

(2)計画工程表

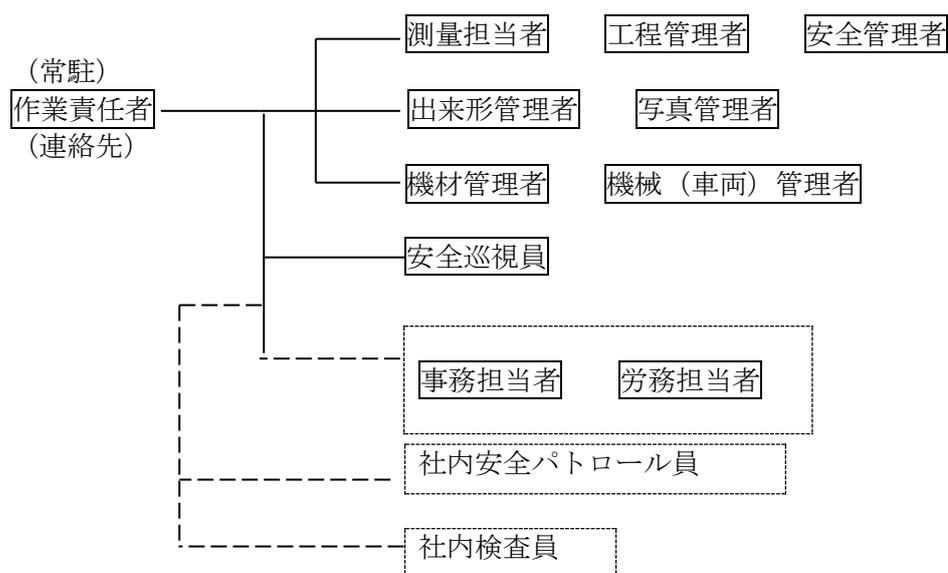
工種と数量を記載し、バーチャート等により、月毎に記載する。

バーチャート

工種	数量	○月	○月	○月
準備工		_____		
堤防除草工		_____	_____	
伐木工			_____	
処分工				_____
後片付け				_____

(3)現場組織表

※作業責任者は連絡先を記載する。



(4)使用機械

機械名	メーカー	規格	型式	指定番号	ラベル	単位	作業内容	使用時期
						台		月～月

※該当しなければ「該当なし」と記載する。

(5)主要資材

資材名(材料名)	規格・寸法	単位	数量	製造業者	品質証明	使用工種

※該当しなければ「該当なし」と記載する。

(6)作業方法

作業方法は、土木工事共通仕様書及び各種要綱等に従い、時系列に記載し、業務計画書から現場作業状況が描けるようにする。

(7)作業管理計画

特記仕様書により作業管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成時に提出する。それ以外で調査職員等から請求があった場合は直ちに提示する。

【管理基準】

共通仕様書並びに特記仕様書及び設計図書に示された寸法に誤差が生じないように測量、測定等を実施する。

管 理 基 準					
工 種	測定項目	規格値	社 内 管 理 値	測 定 基 準	適 用
		±〇〇mm	±〇〇(最低80%以下)	〇mに1箇所	

【確認検査】

確認検査に先立ち、必要な管理書類を整理し、確認検査時に提出する。

工種等	業務項目	確 認 検 査		実施時期
		受注者の責任において 行う写真及び報告書等	調査職員	
			○	〇月上旬

(8)安全管理

【安全管理の基本方針】(例)

「労働災害、公衆災害」を防止するため、労働基準法、労働安全衛生法及び同規則を始め関連する法令、規則、条例など諸法令を遵守し、安全管理体制を確立する。

【安全施設の設置】(例)

作業現場の出入口や委託業務区間（区域）に、作業看板、予告看板、作業案内板等を設け委託業務の場所を明示し、関係者以外の立入禁止（ロープ）及び立入禁止の標示等の措置を行う。特に、作業現場出入口付近での交通事故防止に努め、必要に応じ誘導員を配置する。

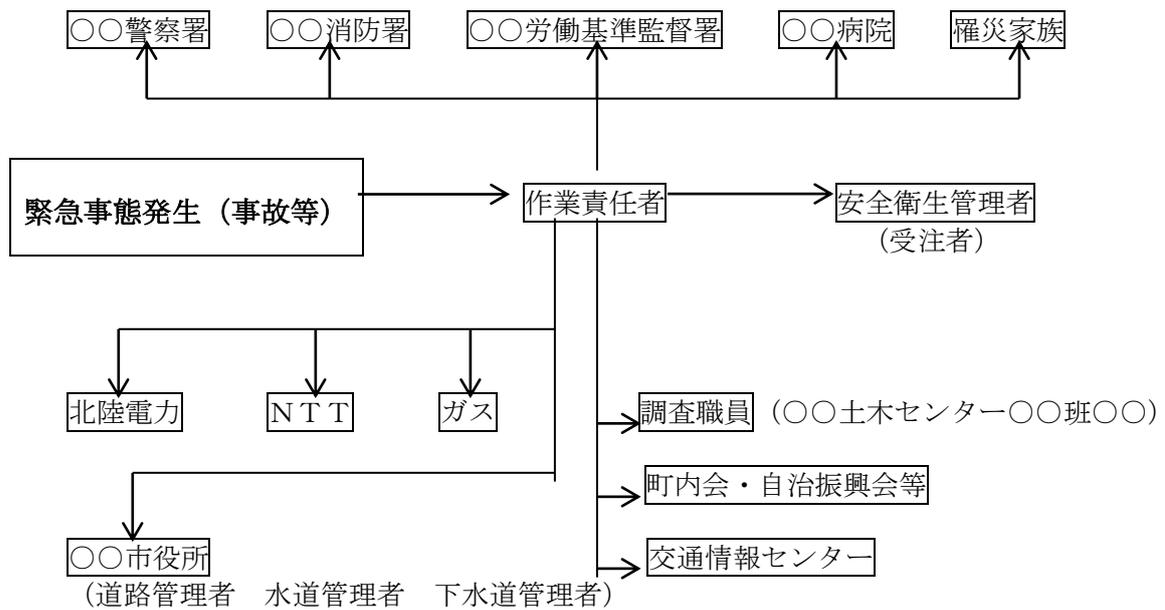
保安施設の管理については、降雨時や強風時にはパトロール等を行い、安全施設の適切な管理に努める。

【作業の中止等】

※作業中止基準を定め記載する。

(9)緊急時の体制

【緊急時の連絡体制】



(10)交通管理(例)

運転させるにあたり過労運転（居眠り運転）や飲酒運転をさせないように指導・管理を徹底し、交通安全教育を行い意識の高揚に努める。

刈草・伐木・伐竹等運搬については、シート・ネットによる飛散防止やロープ等での強固な固定による荷崩れ防止に努め、落下物による路面損傷あるいは汚損対策を講じ、万一公道の路面汚損があった場合速やかに清掃を行う。

車両の出入口及び道路上で工事を施工する場合の安全確保のため、必要に応じて交通誘導員を配置し通行車輛の誘導整理を行い、災害の防止に努める。

(11)現場作業環境の整備(例)

作業環境等の改善や健康管理を行い、快適な職場形成や現場周辺的美装化と地域との積極的なコミュニケーションにより、安全で快適に働ける環境に努める。

(12)廃棄物の処分

刈草・伐木・伐竹の処理にあたり廃棄物の委託処理に関する契約書を締結し、業務完了後には実施状況を記録し、調査職員に提出するとともにマニフェスト伝票を提示する。

種 別	運 搬 業 者	処 分 業 者	処 理 方 法
刈 草	自 社	〇〇 (株) 〇〇市〇〇	堆 肥 化
伐 木	〇〇 (株)	〇〇 (株) 〇〇市〇〇	チップ化
伐 竹	〇〇 (株)	〇〇 (株) 〇〇市〇〇	チップ化

(13)その他

事務連絡
令和3年3月29日

各出先機関の長 殿

道路課長

富山県橋梁定期点検業務特記仕様書の改訂について（通知）

このことについて、別添のとおり改訂し、令和3年4月1日から運用することとしたので通知します。

（事務担当 橋りょう係）

橋梁定期点検（レベル1点検）業務 特記仕様書

第1条 適用範囲

- 1) この特記仕様書は、標記業務委託の仕様書として、「設計業務等共通仕様書（富山県土木部）令和2年8月改訂」（以下「共通仕様書」という。）によるものとし、共通仕様書第1102条第11項に基づき、当該業務に必要な事項について定めるものとする。
- 2) この特記仕様書は、「富山県橋梁点検マニュアル（令和2年4月改訂）」に基づき実施する橋長2m以上の橋梁定期点検（レベル1点検）に適用するものとする。

第2条 照査技術者

受注者は、共通仕様書第1108条第1項で規定する照査技術者を定めるものとする。

第3条 橋梁点検員

受注者は、次のいずれかの資格を有し、かつ、橋梁に関して十分な知識と実務経験を有する者を橋梁点検員と定め、本業務に従事させなければならない。

- 1) 建設部門（鋼構造及びコンクリート）の技術士の資格を有する者
- 2) （一財）橋梁調査会（旧（財）海洋架橋・橋梁調査会）が主催する橋梁点検技術研修会の修了証書を有する者
- 3) 国土交通省が「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格登録規定（平成26年国土交通省告示第1107号）に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格（施設分野：橋梁（鋼橋）及び橋梁（コンクリート橋）、業務：点検に関するもの）を有する者

第4条 履行報告

受注者は、契約約款第14条の規定に基づき、調査職員に業務の履行状況を提出しなければならない。

第5条 作業内容

この契約における作業内容は、次のとおりとする。

- 1) 現地踏査
業務に先立って点検対象橋梁（周辺環境を含む）の現地踏査を行い、設計図書との整合性、橋梁の立地環境、交通規制の要否、近接手段等について、現地の状況を調査・把握する。
- 2) 計画準備
 - ① 業務を実施するにあたり、必要となる既存資料の収集を行う。
 - ② 富山県橋梁維持管理システムから点検対象橋梁の調書を出力する。
 - ③ 次の事項を記載した業務実施計画書を作成する。
 - a 業務概要
 - b 実施方針
 - c 業務工程
 - d 業務組織計画
 - e 打合せ計画
 - f 成果品の内容、部数
 - g 使用する主な図書及び基準
 - h 連絡体制（緊急時含む）
 - i 屋外で行う業務において使用する主な機器
 - j その他
- 3) 現地点検
1 編成は、橋梁点検員1名、点検補助員2名を標準とする。
 - ① 地上、足場上、あるいは梯子、高所作業車及び橋梁点検車を用いて、全径間の全部材の近接目視点検を行う。また、必要に応じて触診や打音検査を行う。
 - ② 損傷の状況、程度、位置等がわかるよう写真撮影及び損傷図の作成を行う。
- 4) 点検調書作成
現地点検の結果を整理し、次の事項等を富山県橋梁維持管理システムに入力する。
 - ① 工種・部材・材料ごとの損傷程度の評価
 - ② 損傷図
 - ③ 損傷写真

【補足】径間、下部工それぞれについて、
工種・部材・材料ごとに入力する。

5) 健全性の診断

緊急的な対策が必要と判断される損傷とそれ以外の損傷に区分し、部材単位及び橋梁単位で「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」(平成 26 年国土交通省告示第 426 号)に基づき、健全性を診断する。また、富山県橋梁維持管理システムに所見を入力する。

【補足】所見は、橋梁診断員の当該損傷に対する判定の根拠とその考え方などを記入する。

所見には、当該区分に分類した判断の根拠や留意すべき点(損傷の性状、損傷の原因、損傷の進行性など、現状の安全性や今後の進行性など次回定期点検までの対策区分の判定の根拠となる事実や推定を記載する。

また、・他の部材の異常や損傷との関連性

・損傷部周辺の局所的な応力状態や構造の詳細

・環境条件

・その他必要な事項

など、対策区分の判定にあたって参考にすべき内容は、併せて記載しておくとい。

6) 打合せ協議

① 業務着手時打合せ

業務計画書を基に、調査方法、内容等を打ち合わせるとともに、富山県橋梁点検マニュアル、富山県橋梁維持管理システム等の点検に必要な資料等の貸与を行う。

② 中間打合せ

記入例) 健全性診断時の 1 回を標準とし、打合せを行う。

※回数に応じ文言を変更する

③ 成果品納入時打合せ

成果品のまとめが完了した時点で打合せを行う。

7) 報告書作成

富山県橋梁維持管理システムから点検調書を打ち出し、報告書にとりまとめる。

第 6 条 安全対策

点検の実施にあたっては、別添図面のとおり交通誘導整理員〇〇名および保安施設を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工するものとする。

なお、別添図面により難い場合は別途協議する。

第 7 条 貸与又は、支給する物品及び資料等

富山県が貸与又は支給する物品及び資料等は、次のとおりとする。

1) 富山県橋梁点検マニュアル(令和 2 年 4 月改訂)

2) 富山県橋梁維持管理システムの基本認証とデータベースの ID・パスワード(PW)及び同マニュアル

3) 過年度点検結果

第 8 条 成果品等

納入する成果品等は、次のとおりとする。

1) 報告書(富山県橋梁維持管理システムから出力した点検調書を含む) 1 部

第 9 条 電子納品

1) 本業務は電子納品の対象業務とする。

電子納品は、「富山県電子納品運用ガイドライン(案)」に基づいて行うものとする。

2) 電子成果品は、電子媒体(CD-R)で 2 部提出する。併せて、電子媒体に格納するデータを含む成果品一式を紙で 1 部提出する。

3) 電子成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出するものとする。

4) その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者間で協議の上、決定する。

第10条 その他

受注者は、本業務を遂行するに当たり、疑義が生じた場合は、速やかに調査職員に報告し協議するものとする。

橋梁定期点検（レベル2点検）業務 特記仕様書

第1条 適用範囲

- 1) この特記仕様書は、標記業務委託の仕様書として、「設計業務等共通仕様書（富山県土木部）令和2年8月改訂」（以下「共通仕様書」という。）によるものとし、共通仕様書第1102条第11項に基づき、当該業務に必要な事項について定めるものとする。
- 2) この特記仕様書は、「富山県橋梁点検マニュアル（令和2年4月改訂）」に基づき実施する小規模橋梁（15m未満）や簡易な構造の橋梁（単純床版、単純RCT・PCT、溝橋など）の橋梁定期点検（レベル2点検）に適用するものとする。

第2条 照査技術者

受注者は、共通仕様書第1108条第1項で規定する照査技術者を定めるものとする。

第3条 橋梁点検員

受注者は、次のいずれかの資格を有し、かつ、橋梁に関して十分な知識と実務経験を有する者を橋梁点検員と定め、本業務に従事させなければならない。

- 1) 建設部門（鋼構造及びコンクリート）の技術士の資格を有する者
- 2) （一財）橋梁調査会（旧（財）海洋架橋・橋梁調査会）が主催する橋梁点検技術研修会の修了証書を有する者
- 3) 国土交通省が「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格登録規定（平成26年国土交通省告示第1107号）に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格（施設分野：橋梁（鋼橋）及び橋梁（コンクリート橋）、業務：点検に関するもの）を有する者

第4条 履行報告

受注者は、契約約款第14条の規定に基づき、調査職員に業務の履行状況を提出しなければならない。

第5条 作業内容

この契約における作業内容は、次のとおりとする。

- 1) 現地踏査
業務に先立って点検対象橋梁（周辺環境を含む）の現地踏査を行い、設計図書との整合性、橋梁の立地環境、交通規制の要否、近接手段等について、現地の状況を調査・把握する。
- 2) 計画準備
 - ① 業務を実施するにあたり、必要となる既存資料の収集を行う。
 - ② 富山県橋梁維持管理システムから点検対象橋梁の調書を出力する。
 - ③ 次の事項を記載した業務実施計画書を作成する。
 - a 業務概要
 - b 実施方針
 - c 業務工程
 - d 業務組織計画
 - e 打合せ計画
 - f 成果品の内容、部数
 - g 使用する主な図書及び基準
 - h 連絡体制（緊急時含む）
 - i 屋外で行う業務において使用する主な機器
 - j その他
- 3) 現地点検
 - 1 編成は、橋梁点検員1名、点検補助員2名を標準とする。
 - ① 地上、足場上、あるいは梯子等により、全径間の全部材の近接目視点検を行う。また、必要に応じて触診や打音検査を行う。
 - ② 損傷の評価は、損傷等級を3段階に区分することを基本とし、8分割した各パネルに対して損傷等級を評価し記録する。部材全体へのひろがりがある損傷種類に対しては、有無を記録する。（「富山県橋梁点検マニュアル（令和2年4月改訂）」8.2損傷等級の判定区分に基づく）

- ③ 損傷の状況、程度、位置等がわかるよう写真撮影及び損傷図(ポンチ絵程度)の作成を行う。
- 4) 点検調書作成
現地点検の結果を整理し、次の事項等を富山県維持管理システムに入力する。
① 工種・部材・材料ごとの損傷程度の評価 ② 損傷図(ポンチ絵程度)
③ 損傷写真
- 5) 健全性の診断
緊急的な対策が必要と判断される損傷とそれ以外の損傷に区分し、部材単位及び橋梁単位で「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」(平成26年国土交通省告示第426号)に基づき、健全性を診断する。また、富山県橋梁維持管理システムに所見を入力する。
- 6) 打合せ協議
① 業務着手時打合せ
業務計画書を基に、調査方法、内容等を打ち合わせるとともに、富山県橋梁点検マニュアル、富山県橋梁維持管理システム等の点検に必要な資料等の貸与を行う。
② 中間打合せ
記入例)健全性診断時の1回を標準とし、打合せを行う。
※回数に応じ文言を変更する
③ 成果品納入時打合せ
成果品のまとめが完了した時点で打合せを行う。
- 7) 報告書作成
富山県橋梁維持管理システムから点検調書を打ち出し、報告書にとりまとめる。

第6条 安全対策

点検の実施にあたっては、別添図面のとおり交通誘導整理員〇〇名および保安施設を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工するものとする。
なお、別添図面により難しい場合は別途協議する。

第7条 貸与又は、支給する物品及び資料等

富山県が貸与又は支給する物品及び資料等は、次のとおりとする。

- 1) 富山県橋梁点検マニュアル(令和2年4月改訂)
- 2) 富山県橋梁維持管理システムの基本認証とデータベースのID・パスワード(PW)及び同マニュアル
- 3) 過年度点検結果

第8条 成果品等

納入する成果品等は、次のとおりとする。

- 1) 報告書(富山県橋梁維持管理システムから出力した点検調書を含む) 1部

第9条 電子納品

- 1) 本業務は電子納品の対象業務とする。
電子納品は、「富山県電子納品運用ガイドライン(案)」に基づいて行うものとする。
- 2) 電子成果品は、電子媒体(CD-R)で2部提出する。併せて、電子媒体に格納するデータを含む成果品一式を紙で1部提出する。
- 3) 電子成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出するものとする。
- 4) その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者間で協議の上、決定する。

第10条 その他

受注者は、本業務を遂行するに当たり、疑義が生じた場合は、速やかに調査職員に報告し協議するものとする。

橋梁定期点検（橋長5m程度の橋梁を対象としたレベル2点検）業務 特記仕様書

第1条 適用範囲

- 1) この特記仕様書は、標記業務委託の仕様書として、「設計業務等共通仕様書（富山県土木部）令和2年8月改訂」（以下「共通仕様書」という。）によるものとし、共通仕様書第1102条第11項に基づき、当該業務に必要な事項について定めるものとする。
- 2) この特記仕様書は、「富山県橋梁点検マニュアル（令和2年4月改訂）」に基づき実施する橋長5m程度の橋梁（小規模な床版橋等）を対象とした橋梁定期点検（レベル2点検）に適用するものとする。

第2条 照査技術者

受注者は、共通仕様書第1108条第1項で規定する照査技術者を定めるものとする。

第3条 橋梁点検員

受注者は、次のいずれかの資格を有し、かつ、橋梁に関して十分な知識と実務経験を有する者を橋梁点検員と定め、本業務に従事させなければならない。

- 1) 建設部門（鋼構造及びコンクリート）の技術士の資格を有する者
- 2) （一財）橋梁調査会（旧（財）海洋架橋・橋梁調査会）が主催する橋梁点検技術研修会の修了証書を有する者
- 3) 国土交通省が「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格登録規定（平成26年国土交通省告示第1107号）に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格（施設分野：橋梁（鋼橋）及び橋梁（コンクリート橋）、業務：点検に関するもの）を有する者

第4条 履行報告

受注者は、契約約款第14条の規定に基づき、調査職員に業務の履行状況を提出しなければならない。

第5条 作業内容

この契約における作業内容は、次のとおりとする。

- 1) 現地踏査
業務に先立って点検対象橋梁（周辺環境を含む）の現地踏査を行い、設計図書との整合性、橋梁の立地環境、交通規制の要否、近接手段等について、現地の状況を調査・把握する。
- 2) 計画準備
 - ① 業務を実施するにあたり、必要となる既存資料の収集を行う。
 - ② 次の事項を記載した業務実施計画書を作成する。
 - a 業務概要
 - b 実施方針
 - c 業務工程
 - d 業務組織計画
 - e 打合せ計画
 - f 成果品の内容、部数
 - g 使用する主な図書及び基準
 - h 連絡体制（緊急時含む）
 - i 屋外で行う業務において使用する主な機器
 - j その他
- 3) 現地点検及び健全性の診断
 - 1 編成は、橋梁点検員1名、点検補助員1名を標準とする。
 - ① 地上から全径間の全部材の近接目視点検を行う。また、必要に応じて触診や打音検査を行う。
 - ② 現地での健全性の診断では、損傷位置、損傷種類、判定区分、写真番号等を富山県橋梁点検マニュアル（令和2年4月改訂）（付録-2 レベル2点検の手引き「5. その他（橋長5m程度の橋梁の取り扱い）」）に基づき記録する。
- 4) 点検調書作成
現地点検の結果を整理し、次の事項等を富山県維持管理システムに入力する。

- ① 工種・部材・材料ごとの損傷程度の評価 ② 損傷図(ポンチ絵程度)
- ③ 損傷写真
- 5) 打合せ協議
 - ① 業務着手時打合せ
業務計画書を基に、調査方法、内容等を打ち合わせるとともに、富山県橋梁点検マニュアル、富山県橋梁維持管理システム等の点検に必要な資料等の貸与を行う。
 - ② 中間打合せ
記入例)健全性診断時の1回を標準とし、打合せを行う。
※回数に応じ文言を変更する
 - ③ 成果品納入時打合せ
成果品のまとめが完了した時点で打合せを行う。
- 6) 報告書作成
富山県橋梁維持管理システムから点検調書を打ち出し、報告書にとりまとめる。

第6条 安全対策

点検の実施にあたっては、別添図面のとおり交通誘導整理員〇〇名および保安施設を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工するものとする。
なお、別添図面により難しい場合は別途協議する。

第7条 貸与又は、支給する物品及び資料等

富山県が貸与又は支給する物品及び資料等は、次のとおりとする。

- 1) 富山県橋梁点検マニュアル(令和2年4月改訂)
- 2) 富山県橋梁維持管理システムの基本認証とデータベースのID・パスワード(PW)及び同マニュアル
- 3) 過年度点検結果

第8条 成果品等

納入する成果品等は、次のとおりとする。

- 1) 報告書(富山県橋梁維持管理システムから出力した点検調書を含む) 1部

第9条 電子納品

- 1) 本業務は電子納品の対象業務とする。
電子納品は、「富山県電子納品運用ガイドライン(案)」に基づいて行うものとする。
- 2) 電子成果品は、電子媒体(CD-R)で2部提出する。併せて、電子媒体に格納するデータを含む成果品一式を紙で1部提出する。
- 3) 電子成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出するものとする。
- 4) その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者間で協議の上、決定する。

第10条 その他

受注者は、本業務を遂行するに当たり、疑義が生じた場合は、速やかに調査職員に報告し協議するものとする。

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 1 1 日

部 内 各 課 長
部内各出先機関の長 殿

建設技術企画課長

「工事施工の円滑化 4 点セット（富山県版）」の改訂について

「工事施工の円滑化 4 点セット」は、官民が協働で作成したガイドラインで、設計照査や設計変更などの工事の各段階において参考とすることで、協議の円滑化などの生産性向上に繋がります。

このたび、「工事施工の円滑化 4 点セット（富山県版）」を改訂し、令和 3 年 8 月 15 日より適用しますので、活用に努めて下さい。なお、4 点セットは、建設技術企画課ホームページより確認、ダウンロードすることができます。

※富山県土木建設技術企画課のホームページの『工事施工の円滑化 4 点セット（富山県版）について』から閲覧できます。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1510/kj00015548.html

(事務担当)
技術指導係